

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は株式会社エヌエフホールディングスと称し、英文では
NF HOLDINGS CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を保有することによる当該会社または当該外国会社の事業活動の支配・管理
 - (1)電気部品・電気装置・電気応用機器の開発、製造、販売、校正・修理・保守サービス、リース、レンタル、輸出入業
 - (2)各種コンピュータ・ソフトウェア・マニュアル・書籍の開発、販売、輸出入業
 - (3)各種コンピュータネットワーク・サービスの開発、運用、販売業
 - (4)機械金属加工器具の開発、製造、販売、輸出入業
 - (5)医療用器具の開発、製造、販売、輸出入業
 - (6)計測サービス業
 - (7)物品流通・旅行の仲介斡旋業
 - (8)技術調査・開発の受託事業
 - (9)前各号に附帯または関連する一切の事業
2. 前項の会社等に関する各種業務支援
3. 知的財産権等の取得・管理・運用
4. 不動産の管理
5. 第1項に関する各種技術・商品・事業に関する開発・調査・コンサルティング
6. 前各項に付帯関連する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は本店を神奈川県横浜市港北区に置く。

(機 関)

第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。

ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は 20,000,000 株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は 100 株とする。

(単元未満株主の権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社における株主権行使の手続その他の株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数

料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項に定めるほか必要があるときは取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条 定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時招集する。

(開催場所)

第 14 条 当会社は、神奈川県または東京都で株主総会を開催する。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し議長となる。

2. 前項の当該取締役に事故あるときは取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当る。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主総会において、株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は当会社に対し株主総会ごとに代理権を証する書面を提出することを要する。

(決議方法)

第 17 条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議 事 録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(買収防衛策の導入等)

第 19 条 当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策という。)の導入および継続は、株主総会の決議によって行う。

2. 買収防衛策の変更および廃止は、取締役会決議または株主総会決議によって行う。

(員 数)

第 20 条 当社の取締役は 10 名以内とする。

(選 任)

第 21 条 取締役は株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 22 条 取締役の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2. 増員または補欠により選任された取締役の任期は在任取締役の任期の満了するときまでとする。

(代表取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第 24 条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集者および議長)

第 25 条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。

2. 取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた

順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 26 条 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。

2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 当社は、取締役（当該決議事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異論を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めある場合を除いて取締役会規程において定める。

(報酬等)

第 31 条 取締役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 32 条 当社は、会社法 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役である者を除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員 数)

第33条 当社の監査役は4名以内とする。

(選 任)

第34条 監査役は株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(補欠監査役の選任)

第35条 当社は法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。

2. 補欠監査役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
3. 第1項の定めによる予選の効力は、当該選任のあった株主総会後最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。

(任 期)

第36条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了するときまでとする。
3. 前条第1項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任監査役の残任期間と同一とする。

(常勤の監査役)

第37条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第38条 監査役会の招集通知は各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 39 条 監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会の議事録)

第 40 条 監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第 41 条 監査役に関する事項は、法令または本定款に別段の定めある場合を除いて、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 42 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役の責任免除)

第 43 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 44 条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 45 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第 46 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 47 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、同法 423 条第 1 項に規定する会計監査人の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 48 条 当社の事業年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第 49 条 当社は株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第 50 条 当社は取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 51 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。未払いの期末配当金および中間配当金には利息をつけない。